

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	物価高騰重点支援給付金に関する事務 (給付金に関する事務 令和7年5月31日終了)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桑名市は、物価高騰重点支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

桑名市長

公表日

令和7年11月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	物価高騰重点支援給付金に関する事務(給付金に関する事務 令和7年5月31日終了)
②事務の概要	国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策における物価高への支援として、物価高騰重点支援給付金を実施し、市民の生活を支援する。 (特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容) 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22日閣議決定)による住民税非課税世帯への支援給付金の支給要件の妥当性を判定する事務を行う。 (システムの機能) 情報提供ネットワークを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能
③システムの名称	物価高騰重点支援給付金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)(非課税世帯)特定個人情報ファイル (3)口座登録・連携ファイル関係情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一(第101項) 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)74条 3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 (令和3年法律第38号)第10条(「公的給付金」に指定)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第121項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 福祉総務課
②所属長の役職名	保健福祉部 福祉総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 511-8601 三重県桑名市中央町二丁目37番地 総務部総務課 0594-24-1131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 511-8601 三重県桑名市中央町二丁目37番地 保健福祉部 福祉総務課 生活支援給付金窓口 050-1750-2668
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
[]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	給付金に関する事務において、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 〇 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	桑名市情報セキュリティポリシーに則り、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐため、物理的セキュリティや技術的セキュリティ等の対策を講じている。 ・書類等は、施錠可能な場所にて保管する。	

變更箇所

[illegible]